

-平成23年8月24日

日本サッカー協会  
会長 小倉 純二殿

日本サッカー協会裁定委員会  
委員長 本林 徹  
委員 松田 昇  
委員 三屋 裕子

### 森本吉彦による違反行為に関する本協会裁定委員会の懲罰案

本協会裁定委員会は、競技および競技会に関連する違反行為以外の違反行為に対する懲罰につき調査・審議を行う権限を有しているところ（本協会基本規程第206条）、このたび、会長からの申出を受け、社団法人京都府サッカー協会前理事森本吉彦（以下「被調査人」）による違反行為に関し調査・審議を行った。

京都府サッカー協会（以下「府協会」という）から入手した資料を検討し審議をした結果、以下のとおり、懲罰案を作成したので、ここに提出する次第である。

① 当事者の氏名  
森本吉彦

② 主文  
永久的なサッカー関連活動の禁止

③ 判断の理由

被調査人は、平成9年4月から平成21年8月までの間、大会スポンサーからの協賛金を不正流用しながらこれを秘し、府協会に対し損害を与えた。被調査人の行為は、

- ① 本協会基本規程第12章 第229条(3) に定める「本協会、加盟団体（府協会）の名誉または信用を毀損する行為」
- ② 同229条(4) に定める「本協会または加盟団体（府協会）の秩序を乱す行為」
- ③ 同229条(5) に定める「刑罰法規に抵触する行為」

にあたる。

本件は、地元の新聞でも取り上げられ、本協会、府協会を含むサッカー界全体の信用を著しく毀損したことは明らかである。

被調査人に対する懲罰案として、「永久的なサッカー活動の禁止」が妥当である。

以上